

東北アジア地域の社会的な生活基盤の形成

芳井 研一

はじめに

東北アジア地域において社会的な生活基盤がどのように形成されていくのかについて考えてい。その際とくに第一次世界大戦後からの両大戦間期を検討の対象とするのは、以下の江口朴郎の指摘から示唆を受けているからである。

とにかくロシア革命以後の諸解放運動は、たんにイデオロギーの問題ではなく、具体的な生活の発展にたいしての人民の認識がたまってきたことを意味している。…大胆に言えば、帝国主義なるものは、科学技術の発展しつつある時代にあって、従来の「国民国家・国民経済」の枠を超えた諸地域に問題を拡大すれば、それを人民の側から自主的に組織しようとする力が発展しないかぎり旧体制が維持されうる、ということと理解することもできよう。それにたいして世界史の現在は、そのようなそれぞれの地域の人民自身が、みずからの生き方を考え、そのための道を発見する能力をそなえつつある段階だということもできる⁽¹⁾。

「生活の発展」のために基盤となるものは（生活基盤）、個人の場合は労働の対価としての安定した収入である。地域社会では、教育や医療・衛生のほか道路や上下水道・公共交通・緑地整備などがあげられる。これらはいずれも近代都市の成立にともない、住民が生活維持のために必要な基盤として余儀なく求めるようになったものである。

それに対し産業基盤は諸産業の生産活動に必要な設備であるが、道路や上下水道など生活基盤と重なる部分も多い。道路・港湾・水利・通信などのインフラストラクチャーは普通一括して社会資本と呼ばれている。ただ同じ社会資本でも、たとえば生活に密着した生活道路と、主として産業の発展のために必要な道路があるように、生活基盤と産業基盤にはズレがある。医療などはむしろ生活基盤に即したインフラストラクチャーである。

社会的な生活基盤とは、社会の中で求められ、かつ共同的・相互扶助的・自己発展的に形づくられようとする生活基盤のことを指す。個人的な生活基盤の問題ではなく、住民が自分たちの生活自治を維持・発展させるための課題として追求されるインフラストラクチャーのことである。その課題を追求する主体は地域で暮らす住民である。住民は諸社会集団、自治体などの地方組織、地方議会などを通して実現をはかるのであるが、近代社会ではその過程は往々にして名望家など地域の代表者（首長や議員など）に仮託されて間接的に表面化することも多かった。

このような課題や手段が東北アジア地域の一般住民にはっきり意識されるようになるの

は、江口朴郎も述べているように第一次世界大戦後のことであった。ただ第二次世界大戦後の現代社会との大きな違いは、当時の東北アジア地域は「帝国」と植民地・従属地域にはっきり分かれていたことである。日本は対外膨張の過程で台湾・朝鮮・東三省などの諸地域・諸国家を順次「内部化」・「差別化」していた。そのことを踏まえながら、東北アジア地域の社会的な生活基盤の形成とそれを担保するための制度改革をめぐる問題について、既発表の個別研究をふまえつつ、試論としていくつかの事例をとりあげて考えることにしよう。

第一は、布施辰治の東北アジア地域認識である。布施が当該時期に社会的な生活基盤の問題に踏み込んで考えていたことをとりあげながら問題の所在を整理したい。第二に、主として第一次世界大戦後の中国東北の地域社会の事例を検討する。とくに東北三省の住民が日本の租借地や南満州鉄道との関係で、社会的な生活基盤の形成とその実現に向けてどのように取り組んだかを考える。上水道・電灯・鉄道などを取り上げたい。第三に、朝鮮と台湾について考える。ただまだ手探りで資料を蒐集している途上なので、先行研究や若干の資料を参照しつつ試論を補強するにとどまる。これらの作業を通して東北アジア地域の社会的な生活基盤の形成をめぐる議論に着手することが出来れば、というのが小稿のねらいである。

I 布施辰治の東北アジア地域認識

まず布施辰治の東北アジア地域認識について検討したい。布施については別著でとりあげたことがあるが、社会派・人道派の弁護士として活動し、住民（無産者）の視点にこだわって植民地住民と交流した人物である⁽²⁾。

その布施が対外問題に直接言及したのは、第一次世界大戦が終幕を迎えた1918年以降である。1918年刊行の『六合雑誌』（446号）に「軍事予算を難じて国防充実に反対す」を発表して軍国主義を批判し、平和主義を説いた⁽³⁾。日本は人口過剰なので対外進出する必要があると当時多くの人々が素朴に信じていたのに対して、日本人だけが自足出来ればいいのかと問う。国内で自給自足出来ないからといって外に向かって征服や侵略的拡張を行うのは軍国主義である。そうではなく人類同胞の博愛精神に立って世界の自給自足を実現しようとする平和主義を追求すべきであるとした。同様に1924年5月にアメリカで排日移民法が成立したことに対し、どうして自国の都合のみを優先して他国のことを配慮しないのか、「世界総ての人間は、同じ総ての人間であると云ふ超国家的な人間意識に自覚した世界」を追求すべきだ、と指摘した⁽⁴⁾。世界の住民の立場に立ってのインターナショナリズムの主張であるが、やや楽観的な世界主義・平和主義論ではあった。

布施の平和論に厳密さと長期的展望が組み込まれていくのは、1926年以降に朝鮮や台湾に出向き、裁判事件の弁護にたずさわってからである。彼は23年7月に朝鮮独立運動をになった義烈団を弁護するために朝鮮に行ったことがあるが、この時は人道主義的な義憤にかられていたことであったという⁽⁵⁾。だが26年3月の朝鮮・全羅南道の土地問題調査、翌27年3月の

台湾での二林蔗糖農民組合騒擾事件弁護などを通して日本の植民地支配の問題を深く考えるようになった。1926年に執筆した「朝鮮に於ける農業の発達と無産階級農民」では、「私の常に接触する、朝鮮無産階級の生活苦は殆んど想像出来ない程度に悲惨たるものである」と憂い、植民地の産業がいかに発達しても、いかに農業施設が改善されてもそれは決して植民地同胞のためではないと記した⁽⁶⁾。

植民地統治の常例である総督政治は、その施設を権力圧迫本位な警察力に借りた本国本位なものであつて植民地産業の収穫は必ず之を本国に移送せらるる事に為つて居る。従つて植民地の無産階級農民は、二重にも三重にも高圧的の搾取を受くる事になるのである。

植民地の無産階級農民は、二重にも三重にも高圧的な搾取を受けていることをきちんと認識すべきであると述べている。また日本の韓国併合を振り返って「日韓の併合は、ドンナに表面の美名を飾つて居ても、裏面の実際は、資本主義的帝国主義の侵略であつたと思ふ」とも述べている。

このような疑問を齋藤実朝鮮総督に会ったときにぶつけてみたという。そして朝鮮の労働者の賃金は低すぎるので、上げるべきだと論じた。朝鮮の労働者を真に人間として発展させ、自らの生活を、自らのものとしてその人生を味わうことができるようにし、楽しむことができるようにするためには、どうしても自ら生活を立てることが出来るようにしなければならず、賃上げは不可欠であると訴えた⁽⁷⁾。

布施は日本の植民地支配の過酷さを訴え、その廃絶を展望するが、基本的な視点はあくまで住民や労働者の側に置かれていた。住民や労働者から見ると、社会的な生活基盤の整備や企業を発展させるための労働者教育も、みずからの生活向上や権利要求の資源として利用することが出来る。職工に対する労働者の教育について、以下のように述べていた。

資本家が職工にその事業を営為させるために行つている教育の結果に現れる事例として資本家、企業家の事業経営より、職工の待遇問題にも関係してこれを検討した批判に始まり、終には、待遇改善ストライキの争議まで引起すことがあるのである。又その争議に見られる戦術は、極めて、密接に現実の職業に教へられた知識に組立てられて居る事に気付くのである。⁽⁸⁾

帝国としての支配の強化や資本家の利益増大のための政策や事業そのものなことからさえ、住民生活の合理化・近代化のために利用可能な技術・設備、教育などの社会的な生活基盤を探るといのが布施の手法であつた。支配や利益のために実施された事業を是認するのではない。住民自身が生活自治を追求しつつ利用することで生活向上等がはかられる場合においてのみ、積極的な意味が付与されるのであつた。布施は、住民の生活自治に根ざした課題の実現をみざす国境を越えた連帯の発展こそ平和をもたらす発展させるための唯一の方策であると考えていたのであろう。第一次世界大戦後の日本で生まれてきたこのような認識は、「帝国」に「内部化」「差別化」されていった東北アジア諸地域でも共有されていたかどうか

を確認する必要がある。

Ⅱ 中国東北地域

1. 哈爾濱における社会的な生活基盤の整備

まず哈爾濱について検討しよう。哈爾濱はロシアが中東鉄道建設のための拠点として整備した都市であり、附属地に自治制を導入していた。早くから道路や水道など都市の生活基盤を整備していたこともあり、中国人社会との関係で注目される地域のひとつである。

哈爾濱は1900年には人口3,000人であったが、1906年には66,500人となり、自治市制（中東鉄道長官の監督下の自治制施行）をしいた⁽⁹⁾。1908年には市会を発足させた。市会は選挙によって選出された60人の議員よりなる立法機関であった。中国側は附属地の管理権は中国側にあると主張したが、ロシアは拒否し、日本もそれを支持した。その結果、1909年に哈爾濱は開港し、4月に「東支鉄道附属地自治行政ニ関スル露支予備協定」を締結した。この協定によって、鉄道附属地に中国側の主権があることを認めつつ、附属地内の重要商業中心地に自治団体を設置することが承認された⁽¹⁰⁾。附属地行政は中東鉄道民政部が担った。その範囲は哈爾濱市の他に満州里・海拉爾・昂々溪・綏芬河が含まれ、それぞれ市制をしいた。市会議員の選挙権・被選挙権は、25歳以上で1,500ルーブル以上の土地または家屋を占有し、10ルーブル以上の課金を納付する等の者で、国籍や人種を問わないとした。なお附属地の村落には1908年に村落自治制がしかれ、村落公議会が設置された。公議員の選挙権・被選挙権は、25歳以上で区域内に価格100ルーブル以上の不動産を有する等であった。市会と公議会には、次年度の歳入出予算の決議権があった⁽¹¹⁾。鉄道附属地の社会的な生活基盤は、このような体制の下で形成される。

哈爾濱市の自治区域は埠頭区と新市街に分かれていたが、それぞれの市区に対する市の事業は以下の四点であった。

- 一、市の収入として制定された公課金と市有財産の管理。
- 二、市街の建設、街路、橋梁、公園、水道、電灯、電話、屠獸場等の維持保全。
- 三、教育、衛生、慈善事業。
- 四、市場の組織、商業上の監督。

発足当初の市財政は道路や水道などを含む市街地の整備に多くの費用が充てられていた。ちなみに1924年度の市財政収入は176万弗（大洋銀）であり、建築事業に17万弗（9.8%）、慈善事業に21万弗（11.5%）、衛生費等に35万弗（19.6%）、教育費に23万弗（12.7%）が支出されている⁽¹²⁾。その運営は市参事会が担い、哈爾濱市会の決議により執行された。多数派を占めるロシア人の影響力の下で配分・執行された。

この中東鉄道附属地にある哈爾濱市の自治権は、ロシア革命後の権益回収の流れ（中東鉄道の中露共同管理化など）のなかで1926年に中国側に移行した。1926年の時点で哈爾濱市会

議員60人のうち18人が中国人であったが、3月、議会における使用言語を中露両言語とすべきだと提案して対立し、中国側官憲の出動の後、議会を解散して中国側のイニシアチブの下に自治臨時委員会を組織したのである。以後中国側によって生活基盤の整備が進められる。1930年には18万人の市民の需要を満たす上水道の敷設工事（予算200万現大洋元）に着手されたという⁽¹³⁾。哈爾浜の人口は、1924年には24万人、1930年には40万人に増えており、その多くを占める中国人の生活基盤を整備することが社会的に緊急に取り組むべき事業であると考えられたからにはほかならない。中国側が自治権を握ることで、多くの市民が恩恵を受ける上水道事業に着手された。

電灯事業でも、中国側が設立した電業会社が1927年以降に需用者を増やした。日本の東洋拓殖会社が出資して1918年に設立された北満電気株式会社は哈爾浜で電灯・電気事業を営んでいた。それに対し電業公司側が1927年10月に電車の敷設権を得て電車事業に乗り出し合わせて電灯・電力供給事業を始めたので、北満電気は多大の欠損を見越す状況に追い込まれ妥協をはかったという⁽¹⁴⁾。電灯事業の主導権も中国側が握る状況となったことがわかる。このような電灯事業をめぐる新たな状況は、電灯が生活に密着した文明のあかりであっただけに実は東三省各地でも起こっていた。次にその状況を見ることにしよう。

2. 電灯・電気事業

東北三省における家庭用の電灯事業と工業用に電力を供給する電気事業の営業形態は雑多であった。経営主体から見ると、大体四つ程度に分けることが出来る。まず鉄道附属地内の電灯である。満鉄附属地の場合は最初は満鉄自身が、後には満鉄傘下の南満州電気株式会社（1926年設立、以下満電と略す）が担う地域が多かった。ただ哈爾浜の中東鉄道附属地については、先に見たように日本と中国が設立した会社が競合していた。それに対し中国人街の電灯事業は少なくとも三つのパターンがあった。満電が附属地と兼営で供給する場合、中国資本の会社が担う場合、両者が混在する場合である。それぞれの事例を通して考えてみることにしよう。

まず日本側と中国側がそれぞれ電灯事業を行ったパターンである。奉天省の省都である奉天について見みよう。奉天における電気事業は、1910年に満鉄が若松町に発電所を設置したのが始まりで、400kwの発電力であった⁽¹⁵⁾。同じ頃一般住民向けの電灯事業を営む奉天電灯が設立されている⁽¹⁶⁾。これは満鉄が附属地向けに設置した電灯設備を受け継ぎ清国官営電灯局により設立されたようである。その設備や技術も合わせて中国側に受け継がれた。

1921年に撫順・奉天間に送電線を架設する工事が始まった。事実上満鉄が出資して工事を実施したのであるが、形式的には合弁とし、利益は日本側6割にたいし、中国側4割ということで妥結し日中合弁の撫奉送電所設立契約を結んだ。満鉄としては中国側と妥協することで奉天の附属地外にも送電を拡大したかったようである。しかし中国側は自前の電灯供給体制があったのでそれを許可せず、両者は対立していた。

柳条湖事件後土肥原市長は満電の遼寧電灯廠への送電を許可し、さらにその後同電灯廠を合併して新会社をつくった⁽¹⁷⁾。日本軍の軍事占領下で行われたこの合併により、満電がめざした同地域電力供給の独占体制が整えられたのである。

次のパターンは中国側が自前で電灯事業を起こした例である。1923年に奉天省長になった王永江の下で進められた新民や鳳城県における自前の電灯事業についてふれる⁽¹⁸⁾。奉天から北京方面の鉄道が遼河を渡るあたりにある新民では、1924年頃から自前の電灯事業を起こすための計画が着手された。奉天鉱務局が管轄する八道壕鉱山の石炭を使い張学良等が経営する黒山県の発電所を拡張して電灯事業を経営する計画で、採算上も住民生活上も利便性があると考えられた。送電範囲は黒山県街・新立屯・打虎山・北鎮県街・溝帮子など広範囲にわたった。1925年中には電柱の設置作業を終え、供給に入った。張作霖の個人資金が使われたという。14万灯の点灯能力があった。1930年7月の遼寧建設庁「遼寧省電灯電力事業調査」によると、新民電気分廠が438戸（4,060灯）、黒山電気分廠が261戸（2,076灯）、北鎮電気分廠が199戸（2,062灯）、新立屯電気分廠が255戸（2,634灯）などであり、この四電気分廠分の合計は1,153戸（10,832灯）であった。一定の住民に限られていたとはいえ東三省政権の下で電灯が供給されていたことがわかる。

鳳城県には鳳城県電灯公司があり、1930年現在480戸（2,898灯）に電灯を供給していた。この会社の資本金はすべて地元の中国人が負担し、1924年から営業を開始していた。ただ会計事務員の不正等のため営業赤字が重なったので、日本人に委託する案が浮上した。それに対し鳳城県公署は、電灯事業は公共的事業なので外国人の手に委ねることは容認できないと反対したので同案は採用されなかったという。

このような自前の施設による電灯・電気事業において目指されたのは、もちろんその事業収入であったが、中国人住民の生活基盤を整えるという目的も含んでいた。1930年に闕朝爾が計画した吉林省東部の水力発電所設置計画によると、その目的の第一は紡紗廠が低廉な電力を使用して東北民衆に安い衣料を提供できること、第二に電車に使えば住民の交通費を軽減できること、第三に製紙や製材などに用いると外国製品に対抗できること、などであった。「東北民生の発展」をはかるための発電所設置計画であることを強調していた。発電所の建設は闕朝爾にとって営利ではあるが住民の社会的な生活基盤の形成のためのインフラストラクチャーとして認識されており、そこが満鉄側の目的や意図（そのなかに同様の視点が担保されている場合もあるが）とズレていた。闕朝爾のような観点は、中国側の電灯・電気事業において共有されていたといえよう。

それ以外の営業形態の場合は、やはり経営や利益における妥協点を探ることが多かった。たとえば大石橋では日本人経営の大石橋電灯会社が満鉄附属地内に電気を供給していたが、1927年には營口県の公議会から中国人居住地にも供給するよう申し入れがあった。「純然たる地方発展の見地」からの依頼であり、受け入れることになった。契約書によると、旧市街の中国人代表者と大石橋電灯との間に契約が結ばれた。中国側は自前の電灯会社が設立され

ていない状況の下で、満鉄と妥協をはかりつつ住民の生活基盤を整えようとした。

それに対し中国側の会社と満電が、住民への電力供給をめぐる正面から対立した場合もある。安東では柳条湖事件前夜に日本側と満鉄側の電力供給をめぐる対立が表面化していた。満鉄調査課作成の「満州に於ける排日運動実例」によると、1931年1月8日付の実例として「安東電灯廠問題に端を發し日本側電灯排斥運動起す」とある⁽¹⁹⁾。実際5月には中国側の外交協会安東分会は、日本側の妨害が国権を侵害していると批判した。その背景を探ろう。

安東における電灯事業は、1910年代から満鉄や南満州電気株式会社が満鉄附属地と中国人街を含めて営業していた。それに対し中国電灯廠がアメリカのアンダーソン・マイヤー社による9万弗余の資金提供によって必要機械を購入して設置事業を進め、1931年に入って供給体制が整った。これを機に満電との契約を打ち切り中国電灯廠に切り替えようとする中国人住民が出てきた。満電は営業上の対抗策をとることを迫られた。その時中国電灯側の電線工事で満鉄の安奉線を横切って敷設する必要が生じ、その許可を日本側に求めてきた。安東の米沢領事と奉天の林総領事は、31年1月、場合によっては「実力」によってこれを阻止することも考えられるとしながらも、現実にはこれを承認しつつ満電側にも有利な条件で妥結したいと幣原外相に打電した。中国側の中国人街への電力供給を自前で行いたいとする意向と、それでは従前の供給体制や利益が損なわれると考える満電の考えが対立し、出先外交機関が両者の調整を図ろうとしていたことがわかる⁽²⁰⁾。日中の合弁案や満電からの電力供給案など様々の案が出たが、まとまらないうちに柳条湖事件が起こってしまう。

事件後、安東の中国側発電所は日本軍が保障占領した。満電は9月25日より前に一括管理の意向を示した。11月には奉天・長春・安東の中国人街の電気事業経営を統括する日本法人の会社を発足させて、満電の発電所から電力を購入して供給する体制を取ることを決めた。安東の中国電灯廠はこの時すでに閉鎖していたので、遼寧電灯廠などに合併を申し入れる形で進められたという。日中の電灯会社が競合した事例では、柳条湖事件後に日本側による強制的な合併方針がとられたのであり、その時点で自前の電灯会社によって中国人住民の生活基盤を整備しようとする諸々の計画は潰えることになった。

3. 鉄道敷設事業

鉄道の敷設は地域経済の発展のための輸送手段を確保することにつながる重要な生活基盤整備のためのインフラストラクチャーであった。だが植民地や租借地では、支配する側の国が権益を拡張するための有力な手段として用いられる。敷設されようとする鉄道の使用目的が支配国のためのものであるか、住民のためのものであるかが問われた。社会的な生活基盤の整備に供するのであれば、住民生活の向上を第一とする筈である。そうでない場合は、地域の経済発展に役立つことを承知しつつも、住民は敷設反対を叫ぶことになる。以下三つの事例を検討しよう。

第一は天図輕便鐵道の敷設反対の活動である⁽²¹⁾。住民は天図輕便鐵道の敷設を、自分たちの社会的な生活基盤の整備ではなく、同地域を従属的な立場に追いこむ「帝国」の野望であると認識した。日本側による天図鐵道の着工強行が現実の問題になったのは1921年である。同年から22年にかけて地域住民の反対運動が激化した。延吉における運動の担い手は商務会・教育会・農務会などで、地域の有力者や教育関係者が先頭に立った。天図公司は外務省の後援の下に1922年8月に工事を着工するが、その後も反対運動は継続された。

そんななかで注目されるのは、日本側の着工強行に対して、「延吉の五か県農商民」が編み出した戦法である。彼らはここで「運動方法を替え」て天図鐵道を「自滅に陥」らせるための計画を練った。以下に延吉住民の「天図輕鉄争権方法」を掲げる。

一、各郷人民は自ら塩糧鋤鉞を用意して局子街会寧間の道路を修築する。墾民有志の参加を歓迎する。

一、国境出入貨物は大車を以て直接会寧に運び、清会鐵道に託する。

一、局寧間に大車宿場を設けて昼休みと夜宿に便宜をはかる。宿賃や飯草料を高くしないようにする。運賃を低廉にして天図輕鉄と競争することを目的とする。

「各郷人民」により道路を修築して馬車の輸送体制を整え、天図鐵道が敷設されてもそれを使わないという申し合わせである。その後の取り組みははっきりわからないが、天図鐵道の開業後、馬車輸送との競合になり、従業員のサボタージュも重なって営業不振のまま赤字がかさんだことを大蔵省預金部『天図鐵道関係融通金に関する沿革』は指摘している。

なお延吉の運動は1922年10月末にはさらに琿春・和龍・汪清の各県にひろがった。各県団体が連携しながら工事の着手に対抗し、これを実力で阻止するための運動を進めていることが、魁吉林省長代理から堺総領事に伝えられた。

同じ1922年には吉林省議会は天図鐵道の着工に強く反発し、張作霖に反対の電報を打った。さらに吉林省議会・農務会・商務会・工務会・教育者・弁護士会等の各代表十余名が魁省長と蔡交渉員に会見を求め、「天図輕鉄・哈爾濱取引所・哈爾濱電車の三問題に関し民論が沸騰しているので、官憲でも嚴重交渉し停止せざれば遂に收拾すべからざる情勢を惹起すべし」と、激しく反対した。

吉林省当局は省内の有力者を挙げての反対運動を受けて行動を起こすことになり、陶道尹・蔡財政庁長などが奉天に行って張作霖に陳情した。吉林省議会はさらに9月に緊急會議を開き、「天図鐵路要地は国有なりと雖も其半は民有にして条約上既に敷設の許可を見たるも未だ地方民の承諾を経たるものにあらずして全く中日合併を名として地方民を欺瞞するもの」であると決議した。張作霖は東三省の自治を宣言しているが、「天図鐵路案は事国家主権に関する重大なるもの」なので、「延琿等の県民及各団体の等しく反対する所」を「再度張総司令に請願」する。もし張作霖がそれに応えなければ、「吉林公民は断然自治の圈内より脱退し更に代表を中央に派して其処置を仰きて張総司令の命令は一切之れを受理せざるものとす」と決している。実際魁吉林省長は、この會議後に張作霖総司令に対し、もし吉林

省の請願を聞くことが出来ないなら、吉林省は東三省自治の管轄から抜けて、中央政府に直接請願すると伝えた。

第二の事例は1928年の吉会鉄道敷設に対する住民の反対運動である。運動は在地の各団体から始まり、吉林省議회를巻き込んで各地に波及した。その実働部隊には学生・生徒がいた。発端はどうであれ、彼らは天図鉄道が敷設された時の反対運動と同様に日本による吉会鉄道敷設そのものに反対しており、いつの日か自弁鉄道を敷くことを目標に置いていた。張学良や東三省当局、さらには国民政府の思惑を越えたこのような運動の展開に、日本の外務省は全く対応するすべがなかった⁽²²⁾。

第三の事例は、1928年の延辺における吉会線敷設反対運動である。ことは日本政府が最終的に龍井村を經由する南廻り線を採用したという話が延吉に伝わったことに始まる。延吉県の有力者は、これを許すと同地域の発展は望めないとして反対運動を組織した。局子街の川越総領事は、運動が鎮守府などの武官が中心になって始められたこと、「其の真意は依然経済的論拠より局子街を幹線とする北部線建設を要望せるものと観測」していた。発端は確かにそうであった。

だが実際に運動の担い手がめざした方向は、有力者の思惑とは異なっていた。延吉を出発した商工団体や教育団体の陳情委員は、「外人の築路に反対す」と記した小旗を持っていた。自弁鉄道の敷設を最終目標としていたのである。しかし田中副領事はそれを「表面の叫にて其内容は結局其の最後に於て局子街の経済価値を有利に導かんとする例の支那一流の懸引」であると報告した。その見方は間違っていた。田中はその後の電報で、「この際日支協定に於て決し得べき当地方路線通過地点如何の如き単なる局地的経済問題のみに由因せるものとは認め難く従て形勢如何に依りては本鉄道問題解決上意外の支障を招来する」かもしれないと述べて、先の見方を修正している。

たしかに運動は在地の各団体から始まり、吉林省議회를巻き込んで各地に波及した。その実働部隊には学生・生徒がいた。発端はどうであれ、彼らは天図鉄道が敷設された時の反対運動と同様に日本による吉会鉄道敷設の目的が自分たちの社会的な生活基盤の整備や地域経済の発展を旨としたものではないことに気付いており、いつの日か自弁鉄道を敷くことによってしかそれを実現できないと認識していたといえる。これは以上の三つの事例に共通した住民感情であった。この時点で獲得されるべき社会的な生活基盤形成のための鉄道敷設は、自前によるものでしかないと考えられたといえよう。

4. 食糧供給問題

食糧の安定的な確保は、生活を維持するための重要な基盤であるが、非常時、とくに戦争状態の下ではその基盤さえ揺らいだ。その対応に際して、どのように食糧確保を実現するかをめぐって、すなわち生活基盤の社会的性格をめぐってのせめぎあいがあった。

一つだけ事例をあげておこう。1931年9月の柳条湖事件直後の奉天である。奉天の地域住

民の生活状況は極度の困難に陥り、大量の避難民を生んでいた。そのような状況を立て直すことが出来るのは、やはり住民自身と、それに立脚した何らかの地域組織以外ではなかった。関東軍参謀らは、柳条湖事件以降の状況の推移のなかで、それを感得しつつ自らの目標に取り込んでいったともいえる。

一方地域住民がそれに従ったのは傀儡化を是としたのではなく、日常生活の維持のために地域秩序を回復せざるを得ないという自立的な意向が働いたからであった。商務総会がその中心となって活動した。侵略者側は自治団体や自治政府の設立の過程で自分たちの意向に沿うようにそれらを吸収しようとするが、住民側の自立的な生活基盤を確保しようとする課題は潜在化しつつ維持されることになった⁽²³⁾。

Ⅲ 朝鮮

朝鮮における社会的な生活基盤形成の問題を考えるために、ここでは先行研究から学びつつ限られた資料をもとに検討したい。

大和和明によると、1923年以降、面長民選要求や面長排斥運動、あるいは道路扶役反対、戸別割不公平反対、そして面長の不正（公金横領、親族便宜等）糾弾闘争等が『東亜日報』紙上をにぎわすようになったという。『朝鮮地方行政』誌上でも、1925年ごろからこれに対する対策が語られ、また面長の民選を要求する声がたびたび掲載されるようになったという⁽²⁴⁾。総督府の文化政治期に住民の生活基盤に関わる意思表示が多く見られるようになったと推察される。

尹海東によると、1930年代初めに京城地域の電気事業府営化運動が起こった。運動の指導層は府会議員の一部と町洞総代で、府会が主に舞台となったという。また1934年には釜山の韓国人府会議員が、韓国人の集住する貧村に道路を開設しゴミと糞尿も日本人と同じ水準で処理してくれるよう要求したという⁽²⁵⁾。

「大阪朝日・南鮮版」に次のような記事があった。1935年3月24日付記事には、龍江面長尹永培が以下のような詳細に住民の要求をくみ上げていたことを紹介している⁽²⁶⁾。すなわち（1）大京城の工業地帯として永登浦と並称される龍江面に工場誘致のためあらゆる施設を促進すること、（2）（イ）龍江面住民6万9千名のため京城府西部出張所を面内に設置するとともに現在の面事務所として開放すること、（ロ）10年来の学童児童数は8,800名であるのに就学児童数は僅か4,100名で残りの大半は就学出来ない現状であるから、この際普通学校の増設と私立学校および学術講習所の補助奨励を計ること、（ハ）面内の飲料用井戸はわずか40か所で6万9千の住民の大半がこれにより生活しているが、衛生上消防上の見地から至急水道網の拡充をはかること、（ニ）産業道路として至急一等道路を建設すること、などである。行政事務の円滑、教育の拡充とともに、早急に水道を敷設するよう求めている。1925年段階の京城府の水道普及状況を見ると、日本人総戸数20,598のうち給水戸数17,476で普及率84.8%

であるのに対し、朝鮮人は総戸数48,431のうち13,686で普及率は28.3%であった⁽²⁷⁾。

一方高陽郡5面と始興郡の3面の人口は1930年には177,762人であったが、5年後の1935年には270,039人と52%増となった。この間の京城府の人口は、394,240人から444,098人へと12.6%の増加であるから、周辺地域の人口増加がさらに目覚ましかったことがわかる。これらの地域のほとんどは、1936年4月に京城府に合併された。松永達によると、人口増加の要因は繊維産業と機械・窒素・化学工場の進出により労働力需要が高まったことを背景として都市雑業層が一気に増加したことにあり⁽²⁸⁾。増加率が最も高かったのは大工場が進出した始興郡永登浦邑（83.6%）であり、二番目は高陽郡崇仁面（67.8%）、三番目が高陽郡龍江面（53.3%）であった。この地域は京城の工業化に伴い急速に人口が増加した新興地であり、生活基盤が極端に整っていなかった。龍江面長尹永培はこのような変動に伴い膨張する地域の住民代表として、社会的な生活基盤の形成を強く求めたことがわかる。

面長が住民代表として基盤整備を求めようになった背景には、この頃には地方制度が大きく変更され、住民の意向が一定程度反映されるようになっていたという事情がある。以下簡単に整理しておこう。

朝鮮総督府によると1919年の三一独立運動は「外来の風潮」等の反映であり、「昭和初年間に於ける動揺は内地に於ける共産主義運動の猖獗に影響せられたる所多」だったが、1931年の柳条湖事件後に一変し、「今日大多数の者の思想は帝国の統治下に於て内鮮の差別撤廃平等待遇を求むる傾向となり、独立を夢みる者の如きは極めて少数とな」ったという⁽²⁹⁾。独立要求は沈潜を余儀なくされたが、差別や不平等への批判の動きが強まったことを総督府も認識していたことがわかる。三・一独立運動後に作成された「朝鮮統治の方針」には朝鮮の独立を許さず、朝鮮人の自治も許さないとしつつも、「朝鮮人の参政権に対する欲求は鮮烈」なので面・郡・道における自治を認めることは「機宜の措置」であり、「将来朝鮮人を帝国議会の議員」とすることも「民心緩和」のために可であると述べている。朝鮮総督府は地方自治制の本格的導入を認めざるを得なくなった⁽³⁰⁾。

それまで13道の各知事の諮問機関として朝鮮人の参与官が置かれたにすぎなかったが、1920年10月の地方制度改正により道にも評議会が置かれ、道評議会員を含め府協議会員・指定面協議会員・学校評議会員定数の3分の2に公選制を導入した⁽³¹⁾。また面には諮問機関として面協議会、学校費には学校評議会を置いた。

さらに10年後の1930年に府制・面制等を改正した。道評議会・府協議会・指定面協議会を道会・府会・邑会とし、これらのすべてを諮問機関から議決機関に変更した。道会議員の3分の2は間接選挙により、3分の1は知事の任命による。府会・邑会・面協議会の議員は制限選挙により選出することになった。選挙権は帝国臣民の25歳以上男子で府税（邑税）年5円以上を納付する者である。なお府会議員定数の4分の1以上を日本人と朝鮮人双方が満たす必要があるとした⁽³²⁾。

朝鮮総督府と所属官署に勤務する職員について見ると、1941年から1943年にかけて朝鮮人

の割合が一気に増えている⁽³³⁾。すなわち1941年では日本人49,017人、朝鮮人25,047人で朝鮮人が51%であったが、1942年にはそれぞれ51,336人、30,511人で59%、1943年には47,153人、33,812人で72%を占めることになった⁽³⁴⁾。

道や府でもこの傾向は顕著で、「近時内地人の払底と朝鮮人吏員にして事務に堪能なる者漸次多きを加へ来りたるとに依り朝鮮人にして年俸吏員に昇進し課長の要職に在る者も少からず、邑面学校費に於ては若干の内地人邑長を除くの外邑面長以下殆ど全て朝鮮人吏員にして内地人吏員は極めて稀なり」とのことであった⁽³⁵⁾。

表1 民族別地方公共団体吏員数

道		府		邑面		学校費	
日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人
852 19.2%	3,590 80.8%	1,412 55.8%	1,116 44.2%	221 0.6%	5,597 9.4%	16 3.3%	480 96.7%

表2 民族別道会議員数 1941年5月改選時

任命		選挙		計		合計
日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	
84	55	38	245	122	300	422

表3 民族別府会・邑会・面協議会員数 1943年5月改選時

	日本人	朝鮮人	計
府会議員	351	319	670
邑会議員	532	924	1,456
面協議会員	1,437	21,462	22,899

表4 職業別民族別道会議員数 1941年5月改選時

	日本人	朝鮮人	計
農業	19	110	129
商業	22	49	71
工業	3	0	3
鉱業	2	7	10
弁護士	9	4	13
司法書士	0	8	8
会社員	47	45	92
医師	2	19	21
漁業	6	14	20
交通業	0	6	6
新聞記者	0	4	4
酒造業	4	25	29
郵便局長	1	0	1
その他	7	9	16
計	122	300	422

議会への朝鮮人の進出により、生活基盤に関わる問題が議会でも多く取り上げられたようである。「昭和十七年通常道会状況」によると、道会が提出した意見書は143件であるが、そのうち49件が土木に関する事項、41件が教育に関する事項、9件が行政区画、6件が鉄道敷設に関する事項であり、内容がわかる範囲のみに限っても住民の生活基盤整備について取り上げた意見書が105件と73%を占めていた⁽³⁶⁾。

この傾向は「昭和十八年通常道会状況」でも同様に見られた。道会は建前として、神社参拝、義務教育制、徴兵制実施に感謝決議をせざるを得なかったが、主な意見として示されていたのは、日常生活必需品を優先的に配給することや、都邑における長時間の行列買を是正することなどであった⁽³⁷⁾。

しかし住民の食糧をめぐる情勢は緊迫していた。「一部民衆に於ては食糧需給の逼迫、就中強度の供出、消費規則の強化等に伴ひ不平不満増昂し厭戦、反戦乃至反官的機運醸成せしめられつつあり」との報告がある⁽³⁸⁾。また1944年に朝鮮を調査した小暮泰用によると、「農村の食糧事情は殆んど急迫の状態にある。従つて農業者にして尚朝飯夕粥は良い方で多くは糊口に苦しみ自己の生産物は全部供出に献げ自分は大豆、小豆の葉や草根木皮にて辛じて延命し顔は腫れ上り正に生不如死の惨状を呈し空腹の爲め働く事も出来ず寝て居る者も少ない状態であ」ったという⁽³⁹⁾。布施辰治のいう植民地支配の過酷さが戦時体制の下で深化していたことが示されているが、その同じ時期にさきにもたような極めて限られ範囲ではあるが社会的な生活基盤を追求する動向も見られたことにも留意しておきたい。

IV 台湾

「大阪朝日新聞」の台湾版の1936年8月25日付には、台北栄町商店街の店子13軒が大倉組を相手に抗争しているとの記事がある⁽⁴⁰⁾。住民の生活に関わる意思表示は随所で見られた。また1920年代からの国政参加活動の成果の延長線上に、住民の政治参加への胎動が見られた。ここでは社会的な生活基盤整備の前提となる住民の政治参加が拡大されていく過程について簡単にふれておこう。

1919年までの台湾の地方制度には「何等見るべきものな」かった。1920年に地方自治制度創設され、5州2庁（街庄18区）3市47郡（270街庄）になった。州・市・街庄は地方公共団体となり、州に諮問機関として州協議会が置かれた。

1935年以降の数年間に地方制度が大幅に改革された。5州3庁11市264街庄となった。州を法人とし、州会・州参事会を置いた。州会は議決機関で、歳入出予算等を議決することとなった。州会議員の定数の半数を公選とし、被選挙権者は州内の市会議員・街庄協議会員の選挙権を有する者、残り半数は台湾総督が任命した。「台湾州制」によると、州会は予算の審議権をもち、公益と認められる問題について意見書を提出することが出来た。

市も州に準じた制度であり、市会が置かれた。半数を公選とし、選挙権者は帝国臣民の25

歳以上の男子で市街庄税5円以上を納める者とした。朝鮮の1930年の地方制度改正に比べると、「稍官治的色彩濃厚」であった⁽⁴¹⁾。

1936年には第一回州会議員選挙が行われた。台湾軍参謀部「台湾島情報」によると、このとき愛国新人同盟は「第一回州会議員選挙に関する声明書」を5,000枚作成し、12月30日に台北市内に配布したという。500万島民を僅か3,000余の有権者が選挙する制度をやんわりと批判し、返す刀で官選議員指名制度を再検討するよう求めた⁽⁴²⁾。

このような制度の下では州会等を拠点にして生活基盤整備を求めることも困難であっただろう。ただ表5～7に示されているように戦争末期には台湾人の議員や官吏が増加しており、何らかの取り組みがあったことを発掘する試みも必要であろう⁽⁴³⁾。

表5 民族別費目別官吏数 1944年現在

国費		地方費		計		合計
日本人	台湾人	日本人	台湾人	日本人	台湾人	
17,456 86.6%	2,693 13.4%	9,538 55.9%	7,522 44.1%	26,994 72.5%	10,215 27.5%	37,209

表6 民族別州会・市会・面協議会員数 1944年10月現在

	官選		民選		計		合計
	日本人	台湾人	日本人	台湾人	日本人	台湾人	
州会議員	60	19	40	37	100	56	156
市会議員	110	40	50	81	160	121	281
街庄協議会員	571	1,157	78	1,500	49	2,657	3,306

表7 職業別民族別州会議員数 1944年10月現在

	州会議員・庁協議会員			市会議員			街庄協議会員		
	日本人	台湾人	計	日本人	台湾人	計	日本人	台湾人	計
農業	4	5	9	1	12	13	47	756	803
商業	36	16	52	65	43	8	181	616	797
鉱業・工業	16	3	19	9	1	10	27	82	109
農林水産業	1	0	1	4	1	5	2	18	20
交通業	9	2	11	4	1	5	24	19	43
貸地業	4	12	16	3	7	10	73	446	519
自由業	20	16	36	28	30	58	65	325	390
銀行・会社員	23	8	31	24	11	35	61	97	158
官公吏	11	4	15	7	3	10	128	165	293
収入による者	0	0	0	14	11	25	38	154	192
計	124	66	170	159	130	289	646	2,653	3,304

おわりに

小稿では、いくつかの事例を通して東北アジア地域の社会的・生活基盤の形成をめぐる問題について考えてみた。

東北アジア地域の近代は、日本を含む「帝国」への内部化・差別化が進んだ時代にあたる。だが総力戦として戦われた第一次世界大戦後にデモクラシーの機運が一気に高まり、三一独立運動と五四運動が起こった。この1920年代から30年代は、ナショナリズムを抱え込みつつ内部化・差別化された東北アジア地域の住民が、共通の課題を担うようになった時期としても位置づけることが出来るのではないか。つまりそれぞれの地域住民が生活の維持・発展のために社会的・生活基盤の形成を歴史的課題として認識し、自治的にそれに取り組む（生活自治）ようになった時代として位置づけることが出来る。電気料問題や水道問題などがその事例となる。社会的・生活基盤を整えるという課題（公空間）をめぐるせめぎあいに取り組む東北アジアの地域住民の間に、時代的な共時性が事実として（認識としてではない）存在したことにも注意を払うべきであろう。

こうした住民の新たな動向に対して、国家の側は、極めて制限された住民の政治参加であるとはいえ選挙による議会制の導入を盛り込んだ地方制度を余儀なく導入せざるを得なかった。住民の側がそれらを利用し、生活を起点とした自治や、地域の共同性と伝統に根ざした在来の組織を機能させるような歴史的条件も生まれていたことに留意したい。

またそのような条件の下で十五年戦争・アジア太平洋戦争を迎えることになったが、「帝国」日本は新たな占領地住民の日々の食糧を確保する責務を負わざるを得ず、しかしそれに対応出来ない矛盾を抱え込んだ。内部化・差別化された植民地や従属地域の住民は、布施辰治のいう二重三重の抑圧と差別に直面し、食糧問題に見られるような悲惨・苦難を余儀なくされつつも、社会的・生活基盤の維持のためのせめぎあいを細々とでも続けることで戦後を迎えることになった。

注

- (1) 江口朴郎『世界史における現在』（大月書店、1980年）50-51頁。
- (2) 拙著『近代日本の地域と自治』（知泉書館、2007年）97-109頁。
- (3) 布施辰治「軍事予算を難じて国防充実に反対す」（『六合雑誌』446号、1918年）89、90-91、98頁。
- (4) 同前「排日問題と超国家的人間意識の自覚」（『政治運動』3号、1924年6月）28頁。
- (5) 同前「無産階級から見た朝鮮解放問題」（『赤旗』1巻1号、1923年9月）（『布施辰治植民地関係資料集』vol.1、2001年）163頁。
- (6) 同前「朝鮮に於ける農業の発達と無産階級農民」（1926年）（『布施辰治植民地関係資料』1巻、2002年）42頁。
- (7) 同前「青年大衆と宗教的関心」（『廓清』26巻3号、1936年3月）17頁。
- (8) 同前「青年大衆は如何に教育せらるべきか」（『廓清』26巻7号、1936年7月）8-9頁。
- (9) 拙著『環日本海地域社会の変容』（青木書店、2000年）31頁。

- (10) 南満州鉄道『東省特別区行政一斑』(1930年) 29、41-42、48頁。
- (11) 上田貴子「1926年哈爾濱における自治権回収運動と地域社会」(『Ex Oriente』5号、2001年) 215-216頁。
- (12) 満鉄哈爾濱事務所調査課『哈爾濱市制問題資料』(1926年) 4-10頁。
- (13) 「各国ニ於ケル水道及下水道関係雑件」(アジア歴史資料センターB04121108700所収)。
- (14) 「支那ニ於ケル電気事業関係雑件」(アジア歴史資料センターB04011201300所収)。
- (15) 「各論之部 第六部 奉天省管内 電気」(『満鉄付属地経営沿革史』) および「支那ニ於ケル電灯関係雑件 奉天電灯」(アジア歴史資料センターB0411205100所収)。
- (16) 「外国電気事業関係雑件」(アジア歴史資料センターB09041713100所収)。
- (17) 同前。
- (18) 前掲「支那ニ於ケル電気事業関係雑件」所収。
- (19) 「満州ニ於ケル排日運動実例」(満鉄調査課資料係「総合資料六第三〇号(昭和六年九月十五日)」)、吉林省社会科学院満鉄資料館所蔵)。
- (20) 前掲「支那ニ於ケル電気事業関係雑件」所収。
- (21) 以下すべて、前掲『環日本海地域社会の変容』104-108頁を参照。なお満鉄培養線敷設と地域社会の変容については、拙稿「『満蒙』問題の現出と洮索・索温沿線の社会変容」(『環日本海研究年報』14号、2007年)参照。
- (22) 同前『環日本海地域社会の変容』203-208頁を参照。
- (23) 拙稿「柳条湖事件直後の現地社会と住民状況」(『環日本海研究年報』16号、2009年)を参照。なお拙稿「日中全面戦争下の上海食糧問題」(『環東アジア研究センター年報』3号、2008年)、拙稿「東北アジア地域ネットワーク論の現在」(『環東アジア研究センター年報』3号、2008年)も参照。
- (24) 大和和明『植民地期朝鮮の民衆運動』(緑陰書房、1994年)160頁。
- (25) 尹海東「植民地認識のグレー・ゾーン」(『現代思想』31巻6号、2002年)138-139頁。なお松本武祝『朝鮮農村の〈植民地近代〉経験』(社会評論社、2005年)、並木真人「植民地民族運動の近代観」(『朝鮮史研究会論文集』26集)など参照。
- (26) 「大阪朝日新聞・朝鮮版・1936年」(復刻、ゆまに書房)。
- (27) 橋谷弘「植民地都市としてのソウル」(『歴史学研究』614号、1990年12月)12頁。
- (28) 松永達「1930年代の朝鮮における都市の構築と生成」(『経済論叢』147巻4・5・6号、1991年)91-95頁。
- (29) 「朝鮮及台湾在住民政治処遇ニ関スル質疑応答」(一九四五年三月六日)(アジア歴史資料センターB02031291000所収)
- (30) 「朝鮮統治の方針」(アジア歴史資料センターB0304596000所収)
- (31) 姜再鎬『植民地朝鮮の地方制度』(東大出版会、2001年)238頁。「朝鮮地方自治制度ノ概要」(アジア歴史資料センターB05014017200、「朝鮮人関係雑件」)。
- (32) 同前。
- (33) 「朝鮮及台湾在住民政治処遇調査会第二回総会ニ於ケル会議要録」(アジア歴史資料センターB02031289700)
- (34) 同前。
- (35) 「朝鮮人の現在の動向に就て」(「朝鮮人皇民化基本方策」アジア歴史資料センターB2031285300、「本邦内政関係雑纂 植民地関係第一巻」)。
- (36) 「昭和十七年通常道会状況」(同前)。
- (37) 「昭和十八年通常道会状況」(同前)。

- (38) 「昭和十九年 治安関係参考」[12月]
- (39) 『戦時期植民地統治資料』7巻(柏書房、1998年)29、42頁。
- (40) 「大阪朝日新聞・台湾版・1936年」(復刻、ゆまに書房)。
- (41) 『州会州参事会関係法規輯(昭和十二年三月)』(National Taiwan Library所蔵)
- (42) 台湾軍参謀部「台湾島内情報 昭和十二年第一号」(アジア歴史資料センターC01004555900)。なお岡本真希子「植民地支配下台湾の政治経験」(『アジア遊学』48号、2003年、18頁)によると、台湾人の自治連盟は、総督府の「地方制度改正案」を批判し、あくまで「地方自治確立」に尽力したという。
- (43) 内務省管理局「昭和二十年 朝鮮及台湾の現況」九の一頁。